

栃木県教育委員会教育事務所ふれあい学習課の考察

A Consideration on the Regional Branch Offices of Lifelong Learning Division, Tochigi Prefectural Education Board

篠崎 範子・廣瀬 隆人
SHINOZAKI, Noriko & HIROSE, Takahito

【目次】

はじめに

1章 教育事務所ふれあい学習課の成り立ち

- 1 節 ふれあい学習とは
- 2 節 ふれあい学習課設置の経緯と任務

2章 調査の概要

- 1 節 調査目的
- 2 節 調査方法

3章 結果の概要

- 1 節 分類項目の検討
- 2 節 集計結果
- 3 節 考察

4章 各教育事務所の特性

- 1 節 河内教育事務所
- 2 節 上都賀教育事務所
- 3 節 芳賀教育事務所
- 4 節 下都賀教育事務所
- 5 節 塩谷南那須教育事務所
- 6 節 那須教育事務所
- 7 節 安足教育事務所

5章 まとめと課題

- 1 節 調査結果のまとめ
- 2 節 課題

おわりに

参考文献等

はじめに

栃木県教育委員会教育事務所ふれあい学習課は、平成13年に発足して12年が経過した。近年は、自治体合併に伴い、広域化した2～3の自治体に1つの教育事務所という状況の中で、県内教育事務所の「ふれあい学習課」は、どのようにその役割を変化させていくべきなのだろうか。

そこで本稿では、教育事務所ふれあい学習課の業務を洗い出し、具体的にどのような活動を展開しているのかを明らかにすることによって、教育事務所ふれあい学習課の今後の在り方を探っていくこととする。

各教育事務所の職務分担や内容をまとめ、結果を基に聴き取り調査を行うこととした。その上で、教育事務所の特色を整理した。

1章 教育事務所ふれあい学習課の成り立ち

1節 ふれあい学習とは

栃木県教育委員会によれば、ふれあい学習とは「家庭と地域の教育力の向上のために学校、家庭、地域が連携・協力し、子どもの生きる力をはぐくみながら行う、子ども同士、大人同士、子どもと大人、そして幅広い年代の人々が行う交流活動や体験活動、学習活動」(『とちぎ教育振興ビジョン第三期計画』平成23年3月 p.25 栃木県教育委員会)であるという。また、同じ時期に策定された『栃木県生涯学習推進計画四期計画 新・とちぎ学びかがやきプラン』(栃木県生涯学習推進本部)では、ふれあい学習は、「子どもの「生きる力」をはぐくみながら、家庭と地域の教育力の向上を目指し、学校・家庭・地域が連携・協力し、子ども同士、大人同士、子どもと大人、そして幅広い年代の人々との交流活動や体験活

動、学習活動を「ふれあい学習」として推進しています。(p.27)とあり、学校・家庭・地域の連携・協力が付加されている。

こうしてみると、ふれあい学習とは子どもに焦点を当てながら、大人の学習を促し、人とのつながりを紡いでいく社会教育そのものをわかりやすく具体的に表現したものと理解することができる。それは既に職業能力の開発や民間教育事業、学校教育をも視野に入れた生涯学習の振興というよりも、社会教育そのものを換言している。

2節 ふれあい学習課設置の経緯と任務

栃木県教育委員会は、継続的に学校教育と社会教育が連携協力して活動に取り組む施策を重点としており、平成8年度には「学社連携・融合」に取り組むこととなった。当時実施されていた派遣社会教育主事制度を生かして、教員出身の派遣社会教育主事が市町村の社会教育行政の中で、こうした学校と地域の連携に力を注ぎ、鹿沼市などでモデル的先進的事業が取り組まれた。その後、国の派遣制度が廃止されるに伴い、栃木県教育委員会では、派遣制度による市町村の社会教育強化・支援策を転換し、県内8教育事務所に「ふれあい学習課」を新設した。これまで、各事務所に1~2名程度の社会教育主事が配置されていたが、社会教育を所管する「ふれあい学習課」を新たに設置し、専任の課長を配置し、社会教育主事を増員することにより、市町村の社会教育の充実を支援することとなった。平成12年まで教育事務所全体で、12名の社会教育主事は、翌13年には、38名に増員された。平成24年12月現在では26名である。

ふれあい学習課の設置の目的は「生涯学習・社会教育の推進」、「生涯スポーツの推進」、「文化の振興」そして地域で子供の「心の教育」を進めるための「ふれあい学習の推進」を図ることとしている。

これにより、地域の特性に立脚し、地域に密着しながら学校・家庭・地域社会の連携を図る様々な事業展開を企画実践している。さらに、広域的な視点から市町村の生涯学習・社会教育の推進を支援とした「市町村支援」、学校と地域や家庭との連携促進という視点から学校を支援する業務も盛り込まれている。これまで指導主事だけが行っていた学校訪問を社会教育主事も同行するなど、学校との連携に配慮した新しいタイプの社会教育行政であった。このことは平成13年6月8日、日本教育新聞に掲載された。

では各教育事務所ではふれあい学習課の任務をどのように説明しているであろうか。HPにアップされている

各教育事務所ふれあい学習課の任務を見ていこう。

(1) 河内教育事務所

○人を育むふれあい学習の推進(人づくり、ふれあい学習による県民同士の絆づくり) ○人を活かし、地域を活性化するふれあい学習の推進(ふれあい学習による地域づくり) ○学校と家庭・地域との連携を支援するふれあい学習の推進(学校と家庭、地域との橋渡し)

これらがふれあい学習課の「ねらい」として取り上げられている。この他に事業の括りとして、1 生涯学習の推進、2 ふれあい学習の推進、3 人権教育の推進、4 学校・家庭・地域等に対する支援の充実、5 児童生徒の文化活動の振興、6 生涯スポーツの振興 が示されている。3つのスローガンと6項目が示されている。

(2) 上都賀教育事務所

「地域全体で子どもの「生きる力」を育む絆づくり」が上都賀地区ふれあい学習の重点施策として掲載されている。具体的項目としては、○子どもたちの健全育成の支援をとおした地域づくりの推進 ○地域教育コーディネーターの養成をとおした地域教育力の向上の推進 ○住民の社会参加を促すプログラムの活用や情報提供、管内ネットワークの構築 ○社会全体による家庭教育支援の推進

全体として一つのスローガンと4つ項目が取り上げられている。

(3) 芳賀教育事務所

HPでは、主催事業は掲載されているが、項目は取り上げられていない。

(4) 下都賀教育事務所

生涯学習の振興・社会教育の推進、ふれあい学習による地域づくりをすすめる課であることが示された上で、○地域を創る生涯学習の振興、人を生かし地域を生かす社会教育の推進に関する業務 ○互いを認め大切にしあう人権教育の推進に関する業務 ○きめ細やかな家庭教育支援に関する業務 ○うるおいとかがやきに満ちた文化の振興に関する業務 ○明るく活力ある生涯スポーツの推進に関する業務 ここでは5つの施策(生涯学習・社会教育、人権教育、家庭教育、文化、スポーツ)が項目として掲げられている。

(5) 塩谷南那須教育事務所

○地域を創る生涯学習・社会教育の推進に関する業務 ○人を生かし、地域を生かすふれあい学習の推進に関する業務 ○明るく活力ある生涯スポーツの推進に関する業務 ○うるおいとかがやきに満ちた文化の振興に関する業務 生涯学習、ふれあい学習、文化、スポーツが列

記されている。

(6) 那須教育事務所

○人をはぐくみ地域を創る生涯学習・社会教育の推進に関する業務 ○家庭・学校・地域をつなぐ、ふれあい学習の推進に関する業務 ○明るく活力ある生涯スポーツの推進に関する業務 ○うるおいとかがやきに満ちた文化の振興に関する業務 塩谷南那須とほぼ同じく生涯学習・社会教育、ふれあい学習、文化、スポーツが取り上げられている。

(7) 安足教育事務所

○地域を創る生涯学習の推進 ○人を育むふれあい学習の推進 ○明るく活力ある生涯スポーツの推進 をとおして「ともに学び高め合う生涯学習社会の形成」を取り組む。具体的に目指しているものとして、「子どもの活動を核とした地域づくり」があげられている。

○家庭の教育力の向上

親や祖父母等の家族が、子どもに社会で自立して生きていく力を身につけさせるために、適切な働きかけを行ったり、安心して生活できる環境をつくったりする力はぐくむ。

○地域の教育力の向上

地域住民が、子どもの健全育成のため、自然やものを大切にすること、社会のルールを守ることなど、子どもたちに対しその発達段階に応じて適切な働きかけを行う力を育成する。

各教育事務所の方向性や理念が微妙に異なっており、地域の特性を反映したものとなっている。全体としては、概ね、①生涯学習・社会教育の推進に関すること、②ふれあい学習の推進に関すること、③文化・スポーツの推進に関することが概ねどの教育事務所でも取り上げられているが、「地域づくり」を明確に取り上げてるのは、河内、上都賀、下都賀、安足で強調されているが、どの教育事務所でも地域づくりが意識されている。学校と地域の連携については、河内、上都賀、那須で取り上げている。

また、「生涯学習・社会教育」と「ふれあい学習」の関係を見ると、ふれあい学習の内容としては、社会教育に包摂されるものではあるが、栃木県では、世代間の交流や体験活動を特化して、「ふれあい学習」と名付け、社会教育推進のシンボルとしている点に大きな特徴がある。そこには、家庭、学校、地域の連携が含意され、子どもを育む活動を通じて成人の学びや社会参加を促進することが企図されている。したがってふれあい学習は青

少年教育を意味しているわけではなく、大人と子どもの相互教育により近く、様々な要素を包括する生涯学習というよりも社会教育が換言されたものと言って良い。

こうしたふれあい学習によって、地域の大人が地域の子どもを育む事業を通じて、家庭だけでは育ちきれない他者への思いやりや社会規範などを学ぶ機会となっており、そのことが結果として大人の学びと社会参加を促進するのである。

さらに、「地域づくり」が各教育事務所で普遍的に意識されており、社会教育と地域づくりが密接不可分である実態を反映している。

2章 調査の概要

1節 調査目的

栃木県内の教育事務所の業務の実態を明らかにすることによって、広域化する中での教育事務所が行う社会教育行政の意義と方向性を探ることを目的とする。

2節 調査方法

(1) 調査方法

調査は、ふれあい学習課長、社会教育主事等への聞き取り調査による。教育事務所ふれあい学習課としての業務の実施状況、年間における回数などの取組について、あらかじめ教育事務所職務分担表・その他資料によりまとめた職務一覧表につくり、実状に基づいて各事務所に出向き、担当者から聞き取り調査を行い、再分類・調査研究する。

(2) 調査対象

河内教育事務所 上都賀教育事務所 芳賀教育事務所
下都賀教育事務所 塩谷南那須教育事務所
那須教育事務所 安足教育事務所

(3) 調査研究期間

平成24年(2012)年9月～11月

(4) 調査内容

教育事務所ふれあい学習課の職務分担の収集・聞き取り調査

3章 結果の概要

1節 分類項目の検討

各教育事務所から収集した資料を丁寧に読み解いたが、各事務所で事業名称が微妙に異なっていたり、位置付けが異なっていたり、あるいは芳賀教育事務所のように芳賀郡の社会教育関係職員で構成される団体の事業と併せての実施があるなど、事業実態が極めて複雑である

ことに気づくこととなった。

例えば、平成 25 年 2 月 8 日に上都賀教育事務所で実施された事業は、「平成 24 年度上都賀地区ふれあい学習ネットワーク兼社会教育主事有資格者ステップアップ研修兼上都賀地区現職教員社会教育主事会第 2 回研修会」というものであった。これは何も上都賀教育事務所だけではなく、ほとんどの教育事務所で同様の「兼」事業が行われている。予算や開催時期、会場等様々な理由で教育事務所が適切なコーディネートにより、参加者や事業運営の負担を軽減し、効率的に運営されていることがわかる。しかし、こうした複雑な事業形式は書類だけでは実態が解明することは容易ではなかった。

加えて事務所によってほぼ同内容の事業でも事業名称が異なることや、団体事業と併せて実施するなどによって、事務所の関与の仕方が大きく異なっていることがわかる。県教委生涯学習課が推進する事業でも事務所毎に微妙に名称が異なるため、実施しているかどうかという問い合わせに的確に答えることが難しい状況にあることがわかった。

そのため事業の分類方法を主催や対象の項目によって分類することを断念し、ふれあい学習課の職員の行動を中心に据えた分類を試みた。

例えば、会議や集まりに自分が「参加する」、参加する人を「集める」、「事務処理」、市町村や他の団体を「支援する」などに行動で分類することとした。その上で、「A 出る B 集める C 事務 D 支援」に分類することにした。別の項目に同じ項目が載ることがあるが、それは業務上 2 つの性質を兼ね備えているためである。全体として 48 項目の業務を取り上げた。

(1) 大項目について

A 出る・出席・参加

研修会、研究大会、会議、学校訪問などに県の立場として参加、出席する。

B 集める・行う

県教委（生涯学習課又は事務所主催）研修・会議を開催するにあたって、人を集める事業の実施。

C 事務

教育事務所ふれあい学習課で行われている事務事業。

D 支援

講座の企画・運営、講師など団体、市町村、学校などの支援。

(2) 小項目

A 出る・出席・参加

ふれあい学習課の職員が庁舎から出かけて、何かに出

席するという業務である。それらは以下のように分類できる。

①研修会

県教委生涯学習課・総合教育センター・国等全国規模の研修に参加・出席。

②大会

全国又は関東甲信越静規模の公民館大会をはじめとする、社会教育研究大会、人権関係、その他社会教育関係団体の大会への出席。

③会議

県教委（生涯学習課）、県他部局、団体などが主催する諸会議に参加。参加に当たっては、基本的には会議のメンバーとして委嘱される場合が多いが、ふれあい学習課を代表して参加する場合もある。

④学校訪問

指導主事とともに管内の学校訪問を行う。

⑤会議に出て説明

県・郡・市が招集する教育長の会議、校長会議・教頭会議・教務主任会議等に出席し、ふれあい学習課所掌事項や事業について説明する。管内で行われる研修等でも同様に講師として説明する。

⑥同行

県教委各課、県の各部局や団体などが行う調査・研究や視察に同行する。調査対象をアレンジする場合もある。

B 集める・行う

①県の事業・研修

県教委（事務所主催）の研修等、主催者として参加者を集め、事業を実施する。社会教育関係者等に声をかけて参加を依頼する等の業務も付随する。

②県の会議

県教委（事務所主催）主催の会議を実施する。会議のメンバーを選出し、委嘱し、了解を取り付けて招集する。

C 事務

①調査回答

国・県・団体等からの各種の関係調査への回答。あるいは直接回答せずに自治体に回送する場合もある。調査回答のために管内市町への問合せや HP 検索、電話や資料の取り寄せなど膨大な事務量が背景にある。

②事業の申請

国・県の補助事業等の申請の受付、指導助言・補助事業、書類を取りまとめ、生涯学習課など担当課に送る。その際に、書類の不備の点検やその問合せなどがある。

③表彰

表彰、栄典業務、推薦、指導助言などの報告・とりま

とめ。所定の様式に必要な情報を収集し、推薦書などを作成し、決裁を通じて依頼元に送る。

④広報誌などの編集、印刷、発行

教育事務所では、ふれあい学習課独自で通信を発行している例もある。教育事務所全体で発行している通信、各種団体の発行する通信や挨拶などの原稿執筆がある。

⑤HP HP 更新

⑥情報提供

国や県の施策の啓発、事業説明など他、市町の求めに応じたレンタルサービスも行う。

⑦課長の業務（課長固有の業務）

職員の勤務、課内調整、他局との連絡・調整。

⑧ふれあい学習課の事務

書類の作成、機材の貸し出し、団体の事業、研修会、担当者会議などに関すること。

⑨情報収集

市町の事業に関する情報収集・情報交換。

⑩研修などの案内・参加取りまとめ

センター主催事業、国関係の事業のとりまとめ。

D 支援

①講座の企画・相談・情報提供

PTA をはじめとする社会教育関係団体、市町教育委員会主催事業の企画、立案、展開、プログラムに関する指導助言、情報提供（講師や事例の紹介）、施策の企画・立案などを通して支援。

②社会教育関係団体の会議

団体の会議（現職教員社会教育主事等会議、社会教育主事等会議など）の開催についての指導助言、情報提供や説明、あるいは事務局支援を担う場合もある。

③講演・ワークショップの講師

ふれあい学習課の職員が市町・学校・保育園・公民館・団体の講演・ワークショップ、出前講座、一般企業に講演講師やワークショップのファシリテーターとして役割を果たす。

④社会教育関係団体への指導助言

市町村教育委員会連合会、PTA、子ども会、NPO 法人などの社会教育関係団体の指導助言。場合によっては幹事役を支援するケースもある。

⑤市町村の事業運営協力

市町の事業運営に協力（受付・会場準備・片付け）。

⑥学校支援

学校行事等支援、生涯学習の視点からの学校経営、運営の指導・助言。

2節 集計結果

後述の結果 ABCD（別紙資料 1）のとおり。

3節 考察

(1)項目A 出る・出席・参加

①研修会については、県教委生涯学習課・総合教育センターで行われているもの、県の施策に関係する研修会にどの事務所も出席していた。担当者毎の研修については、担当事務所だけが出席する形もある。他の会議と併せて行うこともあり、その場合は重複の記載となった。

②大会については、県教委・総合教育センター、県の施策に関係する大会には、どの教育事務所も出席していた。また、県主催ではあるがフェスティバル要素の強い事業や大会については、各事務所によって出席のばらつきが見られた。

③会議については、県教委や宇都宮大学、県の施策に関係する会議は出席率が高く、県の施策に絡む研修会にはどの教育事務所もほぼ出席していた。中には担当にならないと参加しない会議もある。他の会議との兼ね合いで、同じ回数開催していても参加回数が少ない事務所もみられた。管内で行われている会議については、連合教育会の場合、市町だけ、県の方だけ、不参加の 3 パターンに分かれた。

④学校訪問については平均回数は、21.7 回。しかし、0 回から 68 回の所まであり、各事務所の考え方や各市町との関係の中で実施されているものと思われる。

⑤会議に出て説明する平均回数は、10.7 回。事務所によって参加する会議の種類は異なったが、どの教育事務所も必ず行っている。

⑥同行については、管内の総合型スポーツクラブの有無や管内市町のスポーツ担当課との関係により、支援の在り方が分かれた。

(2)項目B 集める・行う

①県の事業・研修については、県教委・総合教育センター、県の施策に関係する大会は、ほぼ行っていた。県の施策に絡む事業・研修は、回数の多少はあるものほぼ行っていた。

⑦県の会議については、県の施策に関係する会議以外は各教育事務所の特色が出ていた。また、県の施策と方針と合致する団体の事業を併せて行う事務所では、実施回数が他の事務所よりも増える傾向にあった。

(3)項目C 事務

①調査回答

全ての事務所で同じように行われていた。

②事業の申請

事業の申請については、大まかにはどこの事務所でも行っていたが、子ども夢基金に関しては市町からの希望が無く、行っていないところが多かった。

③表彰

ほとんどのところが同じように行われていた。

④広報誌

ふれあい学習情報紙はどこの事務所でも発行しており、ふれあい学習課として発行する事務所と事務所として発行する所があった。教育事務所便りを出しているのは河内のみ、地区社会教育主事有資格者たよりは、下都賀・上都賀・芳賀・那須などがふれあい学習課として発行している。生涯学習研究会の事務局として、広報誌を発行しているのは下都賀教育事務所のみであった。

⑤HP

全ての事務所で同じように行われていた。

⑥情報提供

全ての事務所で同じように行われていた。

⑦課長の業務

全ての事務所で同じように行われていた。

⑧課の業務

各事務所に大きな差が出た。事務所の事業の特徴や、置かれている状況が伺える。

⑨情報収集

全ての事務所で同じように行われていた。ユネスコ事業の情報収集は、下都賀のみ実施している。

⑩研修などの案内・参加取りまとめ

どの事務所もほぼ同じだったが、家庭教育オピニオンリーダー研修は事務所毎に違いが出た。

(4)項目D 支援

①講座の企画・相談・情報提供

全ての事務所で同じように行われていた。

②団体の会議

管内に関係団体を持っている芳賀と塩谷南那須が多かったが、安足教育事務所は少ない。

③講演・ワークショップの講師

全ての事務所で同じように行われていたが、ふれあい講師派遣の回数は事務所によって 15 回から 150 回まで大きな差が見られた。

④社会教育関係団体の指導・助言

管内に大都市を抱える河内・安足・下都賀、団体を抱える塩谷南那須・芳賀、どちらにも属さない那須と上都賀で似た傾向の支援をしていた。

⑤市町村の事業運営協力

上記に同じ

⑥学校支援

学校訪問の回数は各事務所によって、0 から 68 回まで大きな差があった。

総じて、各種の会議出席による情報の収集、説明や講師による情報の伝達、市町及び社会教育関係団体に対する指導助言（支援）が万遍なく行われている。出先機関としての基本的な役割を果たしていると思われる。事務所毎に個性は見られるが、それは事務所の考え方や市町の実態を踏まえたものであり、地域の実態に即しているとみる方が的確である。基本的な会議や業務は当然ながら、共有している。事務所によって軽重の取り扱いが異なっている程度のことであるとみるとできる。

全ての事務所が同じようにする必要はないが、県の役割と広域化した市町の役割を整理した上で業務が行われていなければならないだろう。市町の社会教育をある段階では補完せざるを得ないこともあろうが、それは過渡期にみられる現象であると考える方が合理的である。

4章 各教育事務所の特性

1節 河内教育事務所

県庁所在地かつ中核都市である宇都宮市と上三川町の2市町を所管する。宇都宮市周辺の河内町、上河内町が宇都宮市と合併し、かつて管内であった南河内町は下都賀管内の下野市に合併したことから、このような状況が生まれている。県庁所在地で社会教育主事を複数配置している宇都宮市と社会教育主事が配置されていない上三川町ではその環境（職員数、予算、事業、施設数など）や地域の状況も大きく異なるため、事務所の支援の在り方も両市町の現状を踏まえて進めている。

学校訪問は、上三川町のみである。宇都宮市では行っていない。宇都宮市は中核市ということもあり、他の市町に比べ、自治体として自立して施策を進めている様子がうかがえる。ふれあい学習課と協働している社会教育関係団体としては平成 9 年度に「宇河地区生涯学習研究会」が発足し、社会教育主事と社会教育主事有資格者によって構成されており、現在の会員数は約 140 名である。研究会では年 2 回の研修会を開催しており、学校と地域社会の連携・融合、生涯学習の研究、会員の資質の向上、生涯学習の振興等を目的にしているが、これらの事業は事務所主催の各種関連事業と併せて実施している。県総合教育センターの研修は近隣地域にもあることから、ふれあい学習課では可能な限り、センターの研修に参加し

て資質向上に努めている。市町の求めに応じて指導・助言を行っている。

2節 上都賀教育事務所

上都賀教育事務所管内もここ数年合併が進み、日光市と鹿沼市の2市が所管地域である。距離的には広範囲のことから、出張や会議なども移動に時間を必要とするため、宇都宮市よりも近い教育事務所での研修に大きな期待が寄せられている。これまで市町支援に重点を置き、それぞれ市町での社会教育事業を促進することを期待して、職員による出前講座は平成23年度には150回を超えていた。出前講座を行うことの意味は、自治体が住民に学習機会を提供しやすくするという大きな目標があった。市町が社会教育事業を企画実施しようとする意欲を喚起し、実施しやすいように支援してきた。しかし、現在は、人口約9万人の日光市と10万人を超える鹿沼市を抱える教育事務所として、どのような在り方が良いのか模索しているのが現状である。そこで24年度は出前事業もその在り方を検討している。これは他の事務所でも同様の取り組みが行われている。

教育事務所の仕事として「市町支援」とは、県の予算で事務所の社会教育主事が無償で講義を行って市町を助けるのではなく、「県の支援で市町の職員が生涯学習業務を独自で実施して行けるようにするための支援であると考えたから」である。常に、自分達が行うべきことは何かと問い合わせながら業務を考えて行った結果が、出前講座を減らすと同時に、これまで県教委が養成し、登録してきた方々の活動の機会を提供するなど、人づくり、地域づくりをより意識して業務を推進するべきではないかと考えるようになったという。24年度は、出前講座の回数も減少し、それ以外の業務も県教委の出先機関として何をすべきなのかを検討している。

また、関係団体としては、「上都賀地区現職社会教育主事会」があり、昭和51年より現職の社会教育主事有資格教員や市町の社会教育関係者が学校と地域の連携推進のために研修や会議を開いており、県の事業と併せて実施している。

3節 芳賀教育事務所

芳賀は、真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町の5市町を所管する。関係団体として、「芳賀郡市社会教育運営協議会」(昭和30年に設置)が存在し、管内の社会教育関係職員等によって構成されている。「平成23年度芳賀郡市社会教育運営協議会関係事業」によれば49の事業(会議、表彰、研修会)が掲載されている。そこ

には、県教委事業(教育事務所)主催や総合教育センター事業も含まれており、芳賀郡市社会教育運営協議会という任意団体の事業と県の主催時事業が総合的に運営されている。現在も事務局は教育事務所が担っている。芳賀郡の合併が進行せず、規模の小さい町が多いことによるものと思われる。

この他に芳賀郡市の大きな特質として、「芳賀地区広域行政事務組合」に教育委員会が含まれていることにある。これは、各市町教育委員会の事務の一部を共同処理することを目的として、昭和48年に発足した教育委員会である。その職務の中に「社会教育に関する連絡調整並びに視聴覚ライブラリーの設置及び維持管理に関する事務」が掲げられている。他には教員研修や教科用図書の選定、学校教育に関する専門的指導が行われている。指導主事が5名、社会教育主事が1名配置されている。結果として管内の各自治体に社会教育主事の資格を持った指導主事の配置は見られるが、社会教育主事の発令を受けた職員は配置されていない。広域行政事務組合教育委員会の社会教育主事が担当すると思われる生涯学習・視聴覚ライブラリーの事業は、年間14本となっており、その多くが前述の芳賀郡市社会教育運営協議会関係事業に含まれており、芳賀地区広域行政事務組合教育委員会と連携した事業展開となっている。この、芳賀郡市社会教育運営協議会は、任意団体ではあるが、50年を超える歴史を持っており、芳賀郡市の社会教育を支えている。芳賀郡市の社会教育の普及と振興に寄与することを目的に設置され、事務局は芳賀教育事務所に置かれている。各市町の規模に応じた負担金によって事業を行っている。事業青少年育成事業、成人団体育成事業、生涯学習・社会教育指導者研修事業、生涯学習・社会教育担当者研修等同時に教育事務所の役割である広域的な支援とも合致するため、この団体の事務を継続的に担当している。特定の団体の事務を県が引き受けているが、この団体によって、市町の各種事業が円滑に展開し、安定的に受講者を確保し、県は容易に市町の協力を得られるという大きなメリットがある。団体を通じて各種の事業を推進しているので市町との関係が密接で、担当者会議なども効率的に進められている。事務所の目的と団体の目的がほぼ合致している事業については、前述した上都賀教育事務所の事業に見られるように兼ねる事業として併せて開催している。県の事業の9割以上を団体の事業と併せて展開している。

事務所としては本来の各市町が順に事務局を分担して行うべきであると考えてはいるものの、歴史的な経緯や

事務所が負担してきた蓄積もあり、容易に事務局機能が移管できていないのが現状である。事務所の役割として適切かどうかを検討しながら支援しているという。しかし、市町の職員には様々な県の事業でも協力を得ており、相互の関係ができておらず、こうしたつながりや信頼関係を容易に変化させることはやや困難な状況にある。

この他に家庭教育学級は、市町への指導助言を丁寧に行っている。企画段階から運営まで一貫して事務所の指導助言で行っている。支援の中身は依頼された市町村や団体が今後自分でやって行ける様に、講師との連絡が取れる様に根回しや助言し、団体が自ら行動できる様に指導助言しているが、市町の担当者が次々と替わるため、容易に団体の自立が進まないのが実情である。

4節 下都賀教育事務所

下都賀管内も合併が急速に進み、栃木市、小山市、下野市、岩舟町（栃木市に合併予定）、野木町、壬生町の3市3町を所管する。

栃木市、小山市、壬生町には社会教育主事が発令され配置されている。栃木市、小山市、壬生町には、教員から割愛された職員も配置されており、教育事務所と連携を図って事業を行っている。下都賀管内は、合併以前から、熱心な担当者・社会教育主事がユニークな事業を行っており、旧都賀町などは、文科省の公民館活動啓発ビデオにおいても紹介されている。いずれも公民館活動を基盤とした社会教育実践の豊かな地域である。こうした実践を事務所は支援し、実践事例を発信するなどして社会教育事業の質を高めてきた。

昭和63年に「下都賀地区社会教育振興会」が設立されている。かつては、昭和28年に設立された下都賀地区社会教育振興協議会の中に社会教育主事部会があり、別組織として下都賀地区派遣社会教育主事等会（派遣、割愛の社会教育主事等で構成される）があったが合同し、さらに学校の社会教育主事有資格者とも連携し研修や情報交換をとおして資質の向上を図るために組織として、「下都賀地区社会教育振興会」が発足している。その後、平成5年に現在の名称である「下都賀地区生涯学習研究会」と名称を変更している。当初から教育事務所が事務局を担っていた。個人の任意参加による組織となっていたが、社会教育関係者や社会教育主事有資格教員などが構成メンバーとなり、200名を超える会員が在籍している。ここでも任意団体ではあるが、県の事業と目的が合致する事業で共催、「兼」事業が行われている。

また、「下都賀地区社会教育振興協議会」は、課長部

会、公民館部会、社会教育担当者部会、図書館部会、指導員部会、人権教育部会があり、教育事務所が総括事務局となり、平成17年度まで活動を継続していた。

しかし、当時、市町村合併に伴う教育事務所の再編問題や教育事務所が任意団体の事務局を担うことの是非論が持ち上がるなどついに平成18年3月に解散総会が行われ、他地区と同様に振興協議会は廃止された。その後、各担当者会議は必要上残ったが、各市町からの負担金によって運営されていた各種の事業は廃止された。しかし、市町村合併が進行し、自治体と教育事務所との関係性はむしろ以前より濃密なものとなり、生涯学習研究会の活動をテコに市町支援の充実を図っている。

5節 塩谷南那須教育事務所

ここは、平成22年度に塩谷と南那須教育事務所が合併している。矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那珂川町の3市3町を所管している。特に矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町では、各市町が独自の予算で教員から割愛して社会教育主事を配置している。那須烏山市、那珂川町では、社会教育主事の配置は行っていない。塩谷地区には、昭和28年に設置された「塩谷地区社会教育振興協議会」という団体がある。各市町村からの負担金で予算を確保して、広域的に事業を行っている。塩谷地区内の社会教育の普及と振興を図ることを目的としており6つの部会（委員長部会、課長・館長部会、社会職員部会、体育職員部会、図書職員部会、指導員部会）ごとに各市町の実態等を報告したり、生涯学習について調査研究をしている。事務局は塩谷南那須教育事務所が担っている。24年度段階では、来年度には、南那須地区の市町にも参加してもらい、「塩谷南那須地区社会教育振興会」が設立される予定となっている。

しかし、塩谷地区社会教育振興協議会では、下都賀と同じく、事務局を教育事務所から団体に移管する流れの影響を受けて、平成19年度から市町の法令外負担金を廃止し、予算の無い団体となった。年に1回合同研修会を行うほかは、各部会中心に研修や交流が行われ、お互いの情報や資源を持ち寄ることによって実質ゼロ予算で事業を実施している。必要な場合は参加者の自己負担で行うという。事務局は教育事務所からは切り離されているが、各部会などへはふれあい学習課の職員が出席し、情報を交換などしている。また、塩谷南那須では、他の事務所に見られるような関係団体の事業と県の事業を併せて行うことはせず、全て単独で行われている。管内の市町には、割愛の教員出身の社会教育主事が配置さ

れていることもあり、人的なつながりや交流は確保されている。

他の教育事務所でもみられるが、塩谷南那須では、毎年『塩谷南那須の教育』という管内の教育施策の重点や方向性などをまとめた手引きが発行されており、ふれあい学習に関する情報も掲載されている。ふれあい学習課の基本的なスタンスとして指導助言を行うという側面よりも市町とパートナーシップの関係をつくっていきたいと考えている。

6節 那須教育事務所

この地域もここ数年合併が進み、大田原市と那須塩原市、那須町の3市町が所管地域である。那須塩原市には、指導主事兼社会教育主事が配置され、那須町にも行政職の社会教育主事が発令されている。

他の事務所でも行っているが、ふれあい学習課の職員が月に1～2回のペースで市町訪問を行い、情報提供や支援に努めており、市町との共催事業などを進めており、丁寧に人間関係を紡ぎ出し、円滑な支援と協働が展開されている。また、安足と同じように県庁所在地の宇都宮市から距離があるため、事務所の研修に市町は大きな期待を寄せており、参加者も多くなっている。

ここでもふれあい学習課の職員が市町に講師として出向く出前講座を熱心に実施しているが、同時に市町が独自で事業を行うことができるよう配慮され、指導者養成に力を注いでいる。特に家庭教育や親学習プログラムについては、各種研修の他、親学習プログラム指導者のためのフォローアップ研修を年3回実施しており、就学時の健康診断の際の親学習プログラムの実施率が100%となっており、成果をあげている。この他にも小学校の部活動やスポーツ少年団活動の課題を解決するために、事務所主導で独自に手引きを作成・配付し、更に講習会を開催するなどの取り組みがみられる。

那須地区にもかつては「那須地区社会教育振興協議会」があり、部会が設置され、事務局は教育事務所が担当していたが、他の管内同様に平成17年を最後に廃止されている。理由は、他地区と同様に市町村合併の進行による市町村数の減少により、これまで広域的に行われていた研修や交流なども各自治体で行うことができるようになったことやふれあい学習課の新設など、所期の目的を達成されたという総括をもって役割を終えている。

また、社会教育主事有資格者に対しては、情報紙を提供し、意識の啓発に努めている。

7節 安足教育事務所

ここも合併が進み、佐野市と足利市の2市が所管地域である。いずれの市にも社会教育主事が配置され、社会教育の振興に努めている。安足地区には、他管内のような社会教育振興協議会はみられなかった。

社会教育主事有資格者の研修については、かつては教育事務所が音頭を取り「安足地区社会教育主事講習修了者同好会」が退職者や義務教育関係者を中心に組織されていたが、平成21年度に解散している。その後教育事務所の主催事業で、年2～3回の「社会教育主事有資格者ネットワーク」という研修事業が安足教育事務所独自で開催されている。これは県立を含めた現職教員と現職行政職員の社会教育主事を対象としている。出前講座は年間40回程度であるが、ほとんどが学校で校内研修（人権）やPTA研修などである。事務所の年間事業計画に合わせて、事務所主催の研修を市独自で行っている研修の一部に組み入れたり、共催したりするなど、市教委と連携した事業も行っている。佐野、足利両市は県庁所在地の宇都宮市からの距離が離れているため、総合教育センターや県教委主催の研修事業には容易に参加できないため、教育事務所の研修には参加者が多い。共催することによってより職員が参加しやすくなり、良好な連携関係を持っている。また、両市で行われる規模の大きな事業には、ふれあい学習課として支援しており、両市の社会教育関係者と良好な関係づくりに務めている。しかし、事務所と市教委の役割分担が明確に意識されることからお互いを尊重し、求めに応じた指導助言ができるという。共依存関係ではなく、それぞれが独立した上で、良質な協働を目指している。

5章 まとめ

1節 調査結果のまとめ

各事務所毎に抱える問題や地域の事情などが大きく異なっている。教育事務所ふれあい学習課がスタートして、各地域や市町の実態に応じて、これまでの派遣制度を補完する細やかなサービスを展開してきた。しかし、12年が過ぎそれぞれの事務所で力を入れているところ、支援の方向性などに微妙な差異が見られた。それは、地域ごとの実態を反映したものであり、完全に統一すべき性格のものではない。同じ内容の事業でも名称も異なる場合もあるが、全体としては、栃木県の社会教育の水準向上に努めている。各教育事務所の聴き取り調査によって、概ね次のようなことがわかった。

(1) 教育事務所間の微妙なスタンスの違いは、それぞれ所管する自治体の状況（合併による自治体規模の拡張と小規模の自治体の併存、各教育委員会の考え方、歴史的経緯など）に対応したものであること。近年は地方分権が急速に進行し、これまで県が担ってきた領域にも自治体が役割を果たそうとする傾向も見られる。そうした中で、教育事務所の在り方も変容が迫られ、各教育事務所がそれらに対応しようとする動きが見られること。

(2) 昭和30年前後に各地につくられた社会教育振興協議会が時代と共に役割を終えて、合併して広域化した自治体が独自に地域の社会教育を推進していること。

振興協議会は、自治体規模が小さく管内の自治体数が多くた頃に設立され、広域的な事業の展開（研修、表彰、大会による交流）によって、効率よく社会教育の振興に寄与してきたが、合併の進展と教育事務所の体制整備（ふれあい学習課の設置）によって、その役割を終えていったと考えることができる。にもかかわらず、社会教育主事の配置もなく、計画も策定されず、研修も十分に行われていない自治体もあり、依然として教育事務所ふれあい学習課の支援がなくては県民の均衡ある社会教育が保障されない現状もある。

(3) 各事務所共に派遣制度がなくなったことによって、学校との関係を強化していく傾向にあること。出前講座や学校訪問、そして社会教育主事有資格教員の研修や組織化などがそれである。有資格教員をテコにふれあい学習の振興を図ろうとしていること。

(4) 社会教育に関する団体の有無によって、事業に多様な性格が付与されること。団体や自治体との共催など協働が進み、効率的に事業が行われる傾向にある。そのことによって、出張や費用負担を軽減させている。ここでも教育事務所が地域の社会教育の振興に寄与していることがわかる。

(5) 市町支援の在り方は事務所によって多様であること。事業の企画立案過程での指導助言、講師情報の提供、展開の工夫などの社会教育に関する専門的な指導・助言を行われている。また、出前講座としてふれあい学習課の職員が講師やファシリテーターとして支援するケースもみられる。出前講座も無原則に行っているわけではなく、県の役割を意識し、人材育成の観点や地域の社会教育の水準の維持などに配慮して行っていること。

(6) 市町との良質な関係づくりに務めていること。市町の事業であっても全国的な団体との連携による広域的な事業である場合などではふれあい学習課が組織的に支援している例も見られた。できる限り市町を直接訪問する

などして、丁寧に市町との協働関係を紡いでいることがわかった。

なお、2011年には、県教委生涯学習課で「ふれあい学習推進のための市町支援ガイドラインが示され、支援のスタンスとして、①市町担当者との十分なコミュニケーションに務める ②定期的な市町訪問を心がける ③市町との信頼関係づくりに努める があげられている。

このように教育事務所のふれあい学習課の現状を分析してみると、合併によって一見するとその役割を終えたかのような印象を与えているが、合併後の自治体が必ずしも全て自前で学習機会を提供したり、指導者養成と資質向上、団体の交流と支援、学習成果の活用など体系的に生涯学習・社会教育行政が進められているわけではない。年に2～3回程度しか開催されず形骸化が著しい社会教育委員制度や未だに社会教育主事も配置しておらず、社会教育計画・生涯学習推進計画もできていない自治体も見られる。社会教育を軽視することによって、結局は、まちづくり、地域社会の活性化が進展しないのである。本来、社会教育は市町の責務であるが、栃木県が県全体の水準維持を市町に全て委ねるにはまだ十分な環境が整ってはいない。栃木県全体として水準を維持することは今後も当分県教育委員会及び教育事務所の責務であると考えられる。

教育事務所が県と市町の基本的な役割分担を踏まえて支援を行うことによって、市町の社会教育は健全に維持され得る。教育事務所による市町への指導助言は必要であるとしても、今後は役割を踏まえて、「協働」する体制を整えていく必要があると思われる。市町による安易な事務所依存を防止し、相互の自立性を高めて、市町にとって社会教育行政が不可欠な存在であることを丁寧に普及していくことが必要である。

また、教育事務所は市町に社会教育主事の配置を継続的に求めていくことが基礎的な支援であると思われる。社会教育主事講習を受講して発令されることや、資格を有する行政職員を発令していく方がむしろ重要なことで、県内では率先して複数の行政職員を社会教育主事に発令している自治体もあり、その格差が大きい。

いずれにしても栃木県には、教育事務所ふれあい学習課（社会教育行政）は、必要不可欠の存在である。県全体の水準を維持し、先導的なモデル的事業を実施し、市町への有効な指導助言・支援と協働を継続することなしに栃木県の社会教育の質は保障されることはない。

2節 課題

そもそも教育事務所は自治体の連合団体ではなく、県教委の出先である。県教委は広域的なサービスや自治体支援を通じて、栃木県民が可能な限り均衡ある地域の発展と県民が等しく学習機会や交流する機会を保障するために存在している。そのためには、県の出先機関としての一定の基準は必要だし、どの地区でも多様であっても同じ品質の支援やサービスを提供する必要がある。同時に県は、自治体が単独ではできないような研修、指導者養成、他の自治体との交流や合同で実施した方が効果的であるような事業、さらには先導的、実験的なモデル事業に取り組むという役割がある。自治体が国や県の補助金や支援だけに依存して事業を進めるだけではなく、市町単独で予算や人を配置し、独り立ちできるような支援こそが必要なのである。

そのためには、教育事務所の社会教育主事の力量を形成し、情報収集や発信、学習機会のコーディネート、計画づくりへの助言、全国的な動向の把握、学校教育の動向、指導者養成、研修のスキル、ファシリテーションなど様々な技術の向上が求められている。同時に合併によって広域化した市町の支援の在り方を研究し続けていく必要がある。

おわりに

本稿を作成するにあたり、栃木県教育委員会事務局生涯学習課井上昌幸副主幹をはじめ、各教育事務所ふれあい学習課長以下、社会教育主事の方々、栃木県総合教育センター生涯学習部の方々には聴き取りに調査していくとともに、原稿につきましても細かくご指導いただきましたことを深く感謝申し上げる。

本稿は、研究生の篠崎範子が聴き取り調査、事業一覧を主として作成し、全体監修と4～5章を廣瀬隆人が担当した。篠崎範子の研究生としてレポートに指導教員の廣瀬隆人が加筆修正したものである。

参考文献

- ・堀内 牧著『地方教育事務所の組織と機能－質問紙調査による地方教育事務所の全国実態－』京都教育大学紀要 Ser.A, No. 87, 1995.
- ・栃木県教育委員会事務局総務課 編集『教育関係職員必携24』 第一法規 2012
- ・栃木県教育委員会事務局生涯学習課編『栃木県社会教育のすがた』(平成13年～20年)

分類表

大項目	小項目	内 容
A出る・出席・参加	①研修会	県本庁・総合教育センター・国の研修
	②大会	全国・関東・公民館・人権・団体の大会
	③会議	県(生涯学習課)主催、県他部局、団体など参加する会議
	④学校訪問	H23年度の一年間の学校訪問の回数
	⑤会議に出て説明	県・郡・市が招集する教育長部会・校長会議・教頭会議・教務主任会議に出席し、説明する。
	⑥同行	調査・研究などの同行、視察、協力。
B集める・行う	①県の事業・研修	県の(事務所主催)事業・研修
	②県の会議	課長会議、ふれあい学習推進会議など(事務所主催会議?)
C事務	①調査回答	国・県・団体・調査への回答
	②事業の申請	国・県の事業の申請の受付、指導助言・補助事業、書類とりまとめ
	③表彰	表彰、栄典業務、推薦、指導助言
	④広報誌	編集、印刷、発行
	⑤HP	HP更新
	⑥情報提供	啓発、助言など
	⑦課長の業務	職員の勤務関連、他局との連絡・調整
	⑧課の業務	書類の発行、機材の貸し出し、団体の調整、事業、研修会、担当者会議
	⑨情報収集	市町の事業に関する情報収集(講師とか)
	⑩研修などの案内・参加とりまとめ	センター主催事業、文化庁関係の事業のとりまとめ
D支援	①講座の企画・相談・情報提供	講座の企画、立案、展開、プログラムに関する相談・情報提供(講師、事例等)、施策の企画・立案
	②団体の会議	団体の会議(現職教員社会教育主事等会議、社会教育主事等会議、オピニオンリーダー総会・研修会・挨拶、親学修了者会・挨拶)に参加する。
	③講演・ワークショップの講師	市町・学校・保育園・公民館・団体の講演・ワークショップ、出前講座、一般企業
	④任意団体の指導・助言	事務局、事務所OB会、行政担当者歓送迎会、親睦会、PTA、子ども会、NPO法人など
	⑤市町村の事業運営協力	市町の事業運営に協力(受付・会場準備・片付け)
	⑥学校支援	学校行事等支援、生涯学習の視点からの学校経営、運営の指導・助言